

スポーツにおけるルール・ 社会的効用と不法行為責任

——最近のイングランド法の分析を中心に——

大 西 邦 弘

- I はじめに
- II わが国の現在の法状況
- III イングランド法
- IV おわりに

I は じ め に

スポーツにおいて事故が発生した場合、不法行為に基づいて損害の賠償が請求されることがあり、最近このことに関する裁判例が公表されることも多い。⁽¹⁾この点について、スポーツと法といった形では一定の議論の蓄積があるものの、⁽²⁾詳しくは「II」で検討するが、スポーツと不法行為法、あるいは損害賠償との関係では必ずしも十分な議論の蓄積があるとは評価できないのが現状である。

本稿では、「II」でわが国の法状況を分析した後に問題点が析出されるが、先取りすると次のような課題を設定する。すなわち、スポーツをめぐる不法行為に基づいて損害賠償請求がなされる場合、加害者とされるのが同じ競技に参加した選手である場合と、競技を開催した主催者等である場合に分けることができ、他方、被害者についても、選手が被害者となる場合と、観客など選手ではない者が被害者となる場合に分類することができ

る。

それでは、不法行為法と競技のルールはどのような関係に立つのであろうか。あるいはルール等に違反することによって不法行為責任が成立する場合、被害者の同意を理由として加害者に免責は認められるのであろうか。加害者に不法行為責任が成立するとして、加害者の過失を基礎づける要素にはどのようなものがあるのであろうか。そしてそれは、どのような性質を有するのであろうか。

まずは、わが国におけるスポーツと損害賠償あるいは不法行為責任をめぐる法の状況について、確認をしておくことにしよう。⁽³⁾

- (1) 東京地判平成15年10月29日判時1843号8頁、千葉地判平成23年10月28日、神戸地判平成26年1月30日、札幌地判平成27年3月26日など、詳しくは本文中で採り上げることにする。
- (2) 日本スポーツ法学会の設立は1992年である。
- (3) また、スポーツと不法行為責任について検討を行うことは、責任無能力者の監督義務者等の責任にかかる最判平成27年4月9日民集69巻3号455頁にいう「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」の範囲、意義を論じるにあたって、一定の手がかりを与えてくれるのではなからうか。

II わが国の現在の法状況

1 序

最初の作業として、わが国の裁判例においてスポーツと不法行為責任あるいは損害賠償責任がどのような状況にあるのかを確認しておく必要がある。ただ、スポーツと不法行為責任あるいは損害賠償責任をめぐる裁判例といってもその外縁は必ずしも明確ではないため、裁判例選定の客観性を担保する必要が生じる。そのため、本稿では、第一法規『法律判例文献情報』において「スポーツ*損害賠償」あるいは「スポーツ*不法行為」で
202(202) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

文献を検索したものを基礎とし（2015年1月24日現在。「*」はand検索である）、次の「学説」において掲げる文献が挙げる裁判例を追加することにした（最高裁による判決を【*】、高等裁判所による判決を<*>、そして地方裁判所による判決を[*]で番号を付与している）。

以下で採り上げる裁判例はこのようにして選定されたものであって、必ずしも「網羅的」なものではないことを、お断りしておきたい。

2 裁判例の紹介

【1】東京地判昭和45年2月27日判時594号77頁

いわゆる「ママさんバレー」における選手同士の衝突事故である。東京地裁は、「一般に、スポーツの競技中に生じた加害行為については、それがスポーツのルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当であり、このような場合加害者の行為は違法性を阻却するものというべきである」と判示している。

【2】大阪地判平成元年3月10日判時1328号83頁

レーシングコースでレース専用のオートバイを運転してスポーツ走行（競技を目的としない走行）をしていた者が、50ないし60キロメートルの速度で後続車と接触、転倒、衝突して死亡した事案である。

大阪地裁は、見通しの悪い監視ポストの一つに監視員を置かなかったことが、スポーツ走行に利用されるレーシングコースとして通常有すべき安全性を欠いていたとして、コースの保存に瑕疵があったと判示した（過失相殺が5割なされている）。

【1】最判平成2年11月8日判時1375号65頁

スキー場のリフトを利用して山頂に登り、春山スキーの滑降中クレバス

に転落受傷した事故である。最高裁は「本件各事故がAの本件スキー場の管理の過失によるものであるとした原審の右判断は是認することができない」と判示した。原審（東京高判昭和60年1月31日判時1143号80頁）では、スキーヤーの、スキー場の管理運営にあたっている者に対する損害賠償を認めていた。⁽⁴⁾

【2】最判平成7年3月10日判時1526号99頁（スキーヤー衝突事故損害賠償請求訴訟上告審判決）

この判決は、スキー滑降中の事故で、競技ではない、滑降者同士の事故を扱うものである。最高裁は「スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うものというべきところ……本件事故現場は急斜面ではなく、本件事故当時、下方を見通すことができたというのであるから、被上告人は、上告人との接触を避けるための措置を採り得る時間的余裕をもって、下方を滑降している上告人を発見することができ、本件事故を回避することができたというべきである」とした。つまり、被告に過失はないとした原審を破棄して、被告に過失を認めている。⁽⁵⁾

【3】最判平成9年9月4日判時1619号60頁

柔道練習における指導者の注意義務、すなわち指導者の過失を認めた第二審判決を破棄して控訴を棄却し、損害賠償請求を棄却した第一審判決が確定した事案である。

最高裁は「技能を競い合う格闘技である柔道には、本来的に一定の危険が内在しているから、学校教育としての柔道の指導、特に、心身共に未発達な中学校の生徒に対する柔道の指導にあっては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一

般的な注意義務を負うものである。そして、このことは……教育課程に位置付けられてはいないが、学校の教育活動の一環として行われる課外のクラブ活動（いわゆる部活動）についても、異なるところはない」と判示した。

〔3〕浦和地判平成10年9月25日判時1673号119頁

被告Y1の経営するダートトライアルの競技場内において、被告Y2（運転者）がダートトライアルの練習のため競技用の車両を走行させていた途中に発生した事故により、同車両の同乗者が死亡した事案である（同乗者の遺族が原告である）。

浦和地裁は、ダートトライアル場の運営会社については、「ダートトライアルコースにおける競技用車両の練習走行中の事故により右車両の同乗者が死亡した事案につき、民法717条1項にいう土地の工作物の所有者は、第三者の使用に際して通常予想される事故の発生を未然に防止し得る安全性を備えるべきであるところ、ダートトライアルの性質上、車両の転倒や防護壁等への衝突等の事故がいわば不可避免的に内在しているともいえる工作物である場合には、その安全性は、車両の転倒や防護壁等への衝突等の発生それ自体を予防することを目的としたものではなく、競技の実施に伴いそのような事故の発生を前提に、ダートトライアル用に改造、装備を施された車両が競技の実施に伴い発生することが通常予想される程度の事故に至っても、乗車している者に重大な傷害を与えないだけの安全性を具備する設備を備えていれば、その設置又は保存に瑕疵はない」等とし、Y2（運転者）については「ダートトライアルにおいて、車両に同乗者がある場合のその者の死傷等の被害を避けるために運転者に要求されている注意義務の程度は、一般公道におけるものとは異なり、より限定されたものになることはやむを得ないというべきであり、危険な運転を行い、同乗者に被害を与えたからといって、そのことが直ちに運転者の過失を認め得るも

のではない」として、原告の請求を棄却した。

【4】東京地判平成15年10月29日判時1843号8頁（富士スピードウェイ事件）

富士スピードウェイにおける自動車レースのスタート前の予備走行（フォーメーション・ラップ）中、原告運転車両が他の競技車両に衝突し炎上するという事故が発生し、原告が全身に重度の熱傷等を負ったことにつき、原告が、競技長および競技主催者等である被告らに対し、債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。

東京地裁は、競技長には先導車を適切に走行させなかった点に過失があるとして同人の不法行為責任を認め、主催者らにつき、競技長の安全確保義務違反及び消火器を操作する要員をより多数配置しなかった消火救護義務違反による債務不履行責任を認めた上で、さらに本件レース場は30秒以内の消火救護施設又は人員を備えていなかったのであるから、その保存に瑕疵があるとして、主宰者及びプロモーターの土地工作物責任を認めた（ただ、「原告が、最終コーナー付近を時速150キロメートル程度で走行し、更にホームストレート中途まで加速したことも本件事故の原因となっているのであって、ウォータースクリーンの影響で前方車両及び後方車両の位置や速度が確認できない状況において、時速200キロメートルを下らない高速で走行すれば、前方車両の減速に対応することが困難であることを予測でき、原告車が早めに減速して前方車両5台と同程度の速度で走行していれば、本件事故の回避が可能であったと考えられること」を理由に過失相殺が4割なされている）。

【4】最判平成18年3月13日判時1929号41頁（私立土佐高校事件）

高等学校の生徒が、課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故につき学校等に損害賠償請求がなされた事案である。

最高裁は「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動にお
206(206) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

いては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負う」として、被告の損害賠償責任を認めなかった原審を破棄し、差戻した。

[5] 千葉地判平成23年10月28日 (LEX/DB 文献番号25473538)

原告が、被告（プロ野球球団）の管理する野球場の客席において被告主催のプロ野球の試合開始前の打撃練習中に顔面に打球を受け右眼球破裂などの傷害を被ったのは、被告が危険な状態の野球場に観戦客を入場させた、十分に打球の危険を認知させるべき措置を怠った過失によるとして、被告に対し、不法行為による損害賠償および遅延損害金を請求した事案である。

千葉地裁は、被告には原告が主張する球場への入場制限を怠った過失があるとはいえず、また、打球衝突の危険を認知させるべき義務を怠った過失があるとはいえないとして、原告の請求を棄却した。

[6] 神戸地判平成26年1月30日 (LEX/DB 文献番号25502982)

原告が甲子園球場でプロ野球の試合を3塁側内野席で観戦中に、投手の投げた球を打者が打った際にバットが折れ、折れたバットがフェンスを越えて飛来して内野席に飛び込んで原告の顔面右頬部に突き刺さったことから、同球場を管理・運営している被告会社に対し、フェンス設置義務等を怠ったなどとして、不法行為に基づく損害賠償の支払いを求め、被告球団（球団を運営する会社であり試合の主権者）に対し、観客に注意を喚起する義務を怠ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

神戸地裁は、球場のバックネットないし内野フェンスに民法717条1項の設置の瑕疵が存在するとは認められず、折れたバットが観客席に飛び込んでくる可能性について注意を喚起する義務を被告が怠った過失があった

とは認められないなどとして、原告の請求をいずれも棄却した。

[7] 札幌地判平成27年3月26日 (LEX/DB 文献番号25447181)

原告が札幌ドームの1塁側内野席において平成22年8月に行われたプロ野球の試合を観戦中、打者の打ったファウルボールが原告の顔面に直撃して右眼球破裂等の傷害を負った事故について、被告らがファウルボールから観客を保護する安全設備の設置等を怠ったことが原因であるなどと主張し、①本件試合を主催し、本件ドームを占有していた被告株式会社北海道日本ハムファイターズに対し、工作物責任（民法717条1項）、不法行為（民法709条）、債務不履行（野球観戦契約上の安全配慮義務違反）に基づき、②指定管理者として本件ドームを占有していた被告株式会社札幌ドームに対し、工作物責任（民法717条1項）、不法行為（民法709条）に基づき、③本件ドームを所有していた被告札幌市に対し、営造物責任（国家賠償法2条1項）、不法行為（民法709条）に基づき、連帯して、本件事故による4659万5884円の損害の賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

札幌地裁は、本件事故当時、札幌ドームに設けられていた安全設備等の内容は本件座席付近で観戦している観客に対するものとしては通常有すべき安全性を欠いていたものであって、工作物責任ないし営造物責任上の瑕疵があったものと認められるとし、原告の請求を一部認容した（被告らに連帯して、4195万6527円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じている）（控訴）。

つまり、札幌地裁は、被告らの損害賠償責任を肯定した。また、過失相殺もなされておらず、免責約款の適用もないとした。

3 裁判例にかかる検討

以上の裁判例からは、スポーツと不法行為責任、あるいは損害賠償責任
208(208) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

について、不法行為法あるいは債務不履行責任の一般的な規律に基づき、裁判所は事案の性質に応じた判断をしているものと評価することが可能である。そこでは、不法行為責任あるいは債務不履行責任の一般的な規律から離れることはなく、その事案ごとに応じた判断がなされ、明確な注意義務の判断基準を示すものは、ほとんど見られなかった。

そして、損害賠償請求の被告とされる者についても、選手・競技者の間で損害賠償請求がなされるものは少なく（[1] 判決, [2] 判決, [3] 判決。[3] 判決では競技場の運営者に対しても併せて損害賠償請求がなされている）、むしろ、ほとんどが主催者あるいは競技場の管理者に対して損害賠償の請求がなされていた。

前掲の裁判例のうち注目されるものとして、[1] 判決について、ママさんバレーの参加者は、バレーに参加し、確かに一定の身体的接触等には同意しているものとは解されると判示しているが、はたして本当に、「著しいルール違反がない限り加害行為を承諾している」とまで認定できるのであろうか。傷害を負う覚悟でママさんバレーに参加している者がどれほどいるのか、疑問である。

また、公序良俗に違反することを理由として免責条項を無効にすることと、それが不法行為責任の成立にどのような影響を及ぼすかについて議論する判決が見られるなど（[4] 判決, [7] 判決）、特徴的な点を指摘することも可能である。

さらに、加害者に不法行為責任を認めるとしても、大幅な過失相殺がなされることがある（[2] [7] 判決）。

まとめると、スポーツと不法行為責任あるいは損害賠償責任については、いまだ解決がなされていない課題として、どのような判断要素が過失の有無に影響するのかが必ずしも明らかではないことを、指摘することができる。

4 学説の状況

(1) ルールとの関係　まず、スポーツと損害賠償責任については、⁽⁶⁾⁽⁷⁾ ルールの遵守が重要であると説く見解がある。⁽⁸⁾ この見解は、スポーツにおける損害賠償事案においてはルールの遵守が重要であることを強調している。しかしながら、スポーツにおける「ルール」にも様々な性質のものがあり、不法行為責任の成立を否定する方向での議論においても研究が深められるべきことが指摘されている。⁽⁹⁾ また、いわゆる正当行為との関係でも、「競技ルールを守っている限りスポーツ活動は違法性を帯びないと常にいうるかについては、疑問がないわけではない」との見解を見出すことができ⁽¹⁰⁾ る。

(2) 危険の引受けとの関係　次に、スポーツと事故においては、被害者は危険を引受けており、加害者の免責が可能とする見解もみられ⁽¹¹⁾ る。しかしながら、確かにスポーツ等においては一定の身体的接触があつて、このことについて参加者は承諾していると評価することは可能であるが（これがなければそもそもその身体的接触自体が不法行為となり得る）、スポーツにおいて「ケガをさせられる（場合によっては死にいたる）」ことの危険まで引き受け、承諾しているということができるであろうか。

(3) 過失の考慮要素との関係　さらに、スポーツと不法行為責任における過失判断の考慮要素については、結果発生⁽¹²⁾の蓋然性、被侵害利益の重大性、十分な予防措置をとることの負担という、いわゆるハンドの定式を彷彿とさせるものが掲げられているところ、同時に、「スポーツを行うことの利益はきわめて大きく、それを控えることの不利益も大きい」とも指摘⁽¹³⁾ されている。

では、スポーツを行うことの「利益」はどのようなものであつて、それをどのように考慮し、それを考慮した結果を——とりわけ不法行為の要件との関係で——どのように判断すべきかについて、より深い議論がなされ

るべきではなからうか。

翻って、英米法におけるスポーツと損害賠償をめぐるのは、すでに掲げたものの他、アメリカ法において、「インフォーマルなレクリエーションとしての接触性スポーツ」の場合、注意義務の基準が、「客観的にみて、平均的な人が当該状況においてするであろう行為の基準」から、「他人の安全に対する未必的故意または故意の無配慮」の基準に高められる（すなわち、不法行為成立を主張する被害者のハードルが高くなる）ことを紹介する論稿がある⁽¹⁴⁾。

それでは、スポーツの場合、不法行為成立のハードルを高めるとして、どのような要素を考慮すべきなのであろうか。

5 責任無能力者の「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」

次に、ややここまでで検討してきたものとは趣きを異にするが、責任無能力者の監督者責任にかかる最判平成27年4月9日民集69巻3号455頁に触れておくことにしたい。

責任無能力者の監督義務者の責任にかかる最判平成27年4月9日民集69巻3号455頁では、民法709条、あるいは714条に基づく責任無能力者の監督者責任について、「責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下でない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を

尽くしていなかったとすべきではない」と判示している。

責任能力のない未成年者による「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」とスポーツはどのような関係に立つのであろうか。また、未成年者による「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」にもなんらかのプラスの要素があるはずであって、ここにいう「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」の範囲、意義を論じるにあたっては、スポーツと不法行為責任をいま一度検討しなおしておくことは、有益であると思われる。

6 課題の設定

以上のような検討から、わが国におけるスポーツと不法行為責任あるいは損害賠償責任をめぐる現在の法状況について、次のような問題点が析出されたといえることができる。すなわち、①スポーツと損害賠償責任については、ルールを遵守することが重要と強調する論者を多く見出すことが可能ではあるが、スポーツにおけるルール違反は加害者の過失の有無と直結するのであろうか、②スポーツにおいては「同意」による免責が問題となり得るとされるが、そこでいう同意の意義と内容が必ずしも明白ではない、③過失を認定するための注意義務違反の有無に、スポーツが関係する事案においてはどのような判断要素を考慮すべきなのであろうか。

以下、本稿では、スポーツと不法行為法、あるいは損害賠償⁽¹⁵⁾について豊富な議論の蓄積を有するイングランド法を参照することによって、これらの問題に関する手がかりを探ることにしよう。

(4) 上告審判決については、窪田充見「本件判批」民商104巻5号（1991年）668頁参照。

(5) この判決については、丸山健「本件判批」ひろば48巻8号（1995年）73頁を参照のこと。

- (6) スポーツと法的責任をめぐっては、他の箇所に挙げたものに加えて、主に、辻次郎「登山事故の法的責任（上）（下）」判タ997号（1999年）38頁、磯山海「野球観戦中の負傷事故と球場管理者の賠償責任——アメリカ法における限定義務の法理をめぐって」日本スポーツ法学会年報21号（2014年）64頁、大谷美咲＝森江由美子「教育現場におけるスポーツ事故に関する損害賠償責任の法的根拠——判例の動向分析 教育現場におけるスポーツ事故に関する損害賠償責任の法的根拠——」九州共立大学研究紀要第5巻2号（2015年）47頁998号73頁がある。
- (7) 不法行為法にかかる最近のテキスト・レベルでスポーツに言及するのは、必ずしも多くない。すなわち、幾代通（徳本伸一補訂）『不法行為』（有斐閣、1993年）102頁は、スポーツによる加害は被害者の承諾の問題とも構成し得るが、原則として正当行為として違法性を阻却するとしている。澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第3版、2001年）166頁では、スポーツのルールに従っている限り違法性を阻却するとし、それは、危険の引受けの他、「一々過失を問責しているとスポーツ・遊戯が成立しないから、互換性の見地からも社会的許容の範囲は若干広い」としている。さらに、平野裕之『民法総合6 不法行為法』（信山社、第3版、2013年）78頁が、スポーツの練習中または試合中に起きた事故は原則として正当行為ないし危険の引受けによって違法性が阻却されるが、例外的に容認される行為の限度を超えていて違法性そして予見可能性が認められれば不法行為責任が認められるとしている。潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）（改版、分冊前のもの）209頁では、正当業務行為として違法性が阻却されるものとしてスポーツを挙げているが、潮見佳男『不法行為法I』（信山社、第2版、2009年）457頁では、「スポーツ競技中の事故については、原則として違法性がないとの構成よりもむしろ、危険を回避するための行為義務違反の有無を正面から問題とする傾向にある」と指摘している。大村敦志『新・基本民法、不法行為編』（有斐閣、2015年）59頁は、スポーツ（や医師による手術）については、相手方による承諾によって不法行為が成立しないとする見解よりも、正当な業務行為によって不法行為とはならないとする見解を紹介している。
- (8) 片岡理恵子「スポーツ活動中における競技者同士の事故——おもに球技系スポーツに関して」Sports Medicine 2011 135号（同稿を参照するにあたっては、web上の論稿に依拠した）。ルールと法については、守能信次「スポーツルールと法」法時65巻5号（1993年）56頁がある。
- (9) 浦川道太郎「スポーツと民法」法時65巻5号（1993年）54頁。

- (10) 笠井修「スポーツをめぐる不法行為」道垣内正人＝早川吉尚編著『スポーツ法への招待』（ミネルヴァ書房，2011年）223頁。
- (11) 湯浅道男「スポーツ事故と法的責任——特に登山事故をめぐる」法時65巻5号（1993年）43頁をはじめとする，諏訪伸夫「スポーツ事故における危険の引受の法理に関する考察」日本スポーツ法学会年報5号（1998年）30頁が引用する諸論稿を参照のこと。
- (12) 笠井・前掲226頁。
- (13) 笠井・前掲227頁。
- (14) 望月礼二郎「スポーツ中の事故・プレイヤーの注意義務——アマチュアスポーツの場合 Kiley v. Patterson, 760 A.2d. 1253 (Rhode Island, 2000)」ジュリ1204号（2001年）78頁。
- (15) イングランド法を参照するにあたっては，The Common Law Library, Clerk and Lindsell on Torts, 21st ed., 2014; Deakin, S., Johnston, A., and Markesinis, B., Markesinis and Deakin's Tort Law, 2013; Witting, C., Street on Torts, 14th ed., 2015; The Common Law Library, Charlesworth and Percy on Negligence, 13th ed., 2014 を参照した。以下ではそれぞれ，Clerk and Lindsell 2014; Markesinis 2013; Street on Torts 2015; Percy 2014 と略記することにする。

Ⅲ イングランド法

1 はじめに

イングランド法において，スポーツと不法行為法を論ずるにあたっては，占有者の責任（Occupiers' liability）とも一定のかかわりが発生する。⁽¹⁶⁾なぜなら，スポーツにおける事故は一定の他人の土地において発生することが多いからである。しかしながら，本稿においては，主にイングランド法における免責の抗弁（とりわけ「同意」の抗弁）とネグリジェンスの考慮要素の観点から議論することにし，占有者の責任については本稿の射程から除くことにしたい。⁽¹⁷⁾

2 *Volenti non fit injuria* との関係

スポーツが関係する損害賠償請求事案においては、侵害に対する「同意」が問題とされることが多い。確かに、スポーツにおいては一定の「同意」が推定されることとなろう。スポーツへの参加という事実そのものから一定のリスクを引受けているとも考えられる⁽¹⁸⁾。しかしながら、例えば通常のボクシングの試合においては、選手は通常のパンチに含まれる危険に対して同意しているだけであって、過度な攻撃は、——自救行為等を証明しない限り——不法行為責任が発生するというのが⁽¹⁹⁾、Denning 卿の判示である。また、ゴルフの事案においても、キャディはゴルフコースにおけるキャディの仕事に同意しているだけであって、プレイヤーの素振りによってキャディが打撃を受けた場合、同意の射程からは外れることになる⁽²⁰⁾。

しかしながら、このことは所謂 *Volenti non fit injuria* 法理の適用とは区別がなされなければならない。*Volenti non fit injuria* 法理とは、同意があれば被害はないという法理である⁽²¹⁾。

というのも、参加者は、そのスポーツから予期される（通常であれば battery [暴行・不法接触] に当たる可能性のある）身体的接触について同意しているのであって、加害者にネグリジェンスがない場合に限って、通常であれば暴行等にあたる行為がなされることに同意しているに過ぎないからである⁽²²⁾。

すなわち、*Wooldridge v Sumner and another* 判決において⁽²³⁾、（コース脇にいた観客のカメラマンが傷害を負った事案であるが）Diplock 卿は、スポーツにおける同意とは、「侵害にかかる同意ではなく、危険を生じさせる合理的な注意が欠けない限りにおいての同意である」と判示した。この判決は、競馬イベントにおいて速度を上げすぎた馬がコースの近くで撮影していたカメラマン（この種のイベントに不案内であった）に衝突して怪我をさせたため、競走馬の馬主に損害の賠償が請求されたという事案であ

る。イングランド控訴院は、騎手にネグリジェンスはないことを理由として、馬主に対する請求を棄却した。つまり、スポーツにおける同意とは、battery に該当しない事案において、ネグリジェンスによって惹起されない侵害については責任が発生しないとしているに過ぎず、この意味で、ネグリジェンスの証明次第で、すべての人は事故の危険を引受けているともいえるのである。⁽²⁴⁾

また、*Smoldon v Whitworth* ⁽²⁵⁾判決は若手のラグビー大会において選手のスクラムが崩壊したことによって原告の首の骨が折れたことにつき、(主に)レフェリーに対して損害賠償請求がなされたという事案であるが(判決では、これまでにない新たな事案であることが強調されている)、――

原告はもちろん原告が参加していたこの種の試合における通常の事故につき同意していたといえる。しかしながら、試合のルールは、原告あるいは原告と同様の立場にある参加者を保護するためのものであって、ルールを適用し、できるだけルールが遵守されるよう努めるべきオフィシャルの義務違反についてまで、同意していたとはいえないと判示されている(事案の結論としては、原告敗訴)。

同様に、観客はイベントに参加しているからといって、ネグリジェンスの危険を引受けている訳ではない。⁽²⁶⁾

というのも、観客が試合を観戦していたからといって、侵害についての同意をしていたとはいえないからである。この点について、観客の同意とは、「侵害にかかる同意ではなく、危険を生じさせる合理的な注意が欠けるかもしれないことについての同意である」とされている。⁽²⁷⁾

まとめると、スポーツの参加者あるいは観客は、単に、通常であれば暴行等に該当する可能性がある身体的接触等について「同意」しているだけであって、決して他の競技者によるネグリジェンスをも容認している訳ではないのである。⁽²⁸⁾

ここで、スポーツ事故における被害者の「(ある種の) 同意」が関係する最も重要と思われる控訴院の、*Murray v Harringay arena ltd* 判決⁽²⁹⁾を採り上げる。この判決は、アイスホッケーのバック（ゴム製の平円盤）が最前列に座っていた観客である6歳の子どもの目に激突したことにつき、子ども本人と子どもの父親が損害賠償請求をしたという事案に関するものである（事案の結論としては被害者である原告は敗訴することになる）。

原審では、原告は事故の危険を引受けているとして敗訴した。原告による上訴を受けて控訴院で審理がなされたものの、同様に被告の責任は否定されている。これは、原告による同意を理由とするものではなく、被告にネグリジェンスがないことを理由とするものである。なぜなら、6歳の子どもに侵害に対する同意を問題とすることも、請求権の放棄を観念することもできないからである。試合を観戦することに付随して発生し得る予見可能な危険性については、このような判断がなされている。

他方で、同様にアイスホッケーが関係する事案ではあるが、カナダのブリテッシュ・コロンビアにおける、*King v Redlich* 判決⁽³⁰⁾では異なる判断がなされた。試合開始前のウォーミング・アップ中の事故であるが、被害者はウォーミング・アップ中のためヘルメットをしていなかった。アイスホッケーアリーナの占有者に、ネグリジェンスは成立しないとされた。この事案では、被害者はウォーミング・アップ中でもバックが飛んでくる危険を引受けていたと判断されたからである。⁽³¹⁾

3 義務違反——ネグリジェンス①競技者が当事者となる場合

まず、スポーツにおける事故において、主に競技者同士で損害賠償請求訴訟が提起される場合を扱うことにする（主催者等が被告とされる場合については、次の「4」で扱う）。

出発点として、スポーツにおけるネグリジェンスの成否については基本

的に通常の場合と同様であって、法によって課される注意義務の基準⁽³²⁾を加害者の行為が下回れば、加害者の行為にはネグリジェンスが認められる。

この点に関して、スポーツにおける参加者同士におけるネグリジェンスの基準は、「緊急状態 (emergency)」の類推で判断されている^{(33) (34)}。

たとえば、*Wilks v Cheltenham Cycle Club* 判決を掲げることができる⁽³⁵⁾。この事案は、モーターサイクルによるいわゆるモトクロス・レースにおいて、競技者がロープを越えて（コースを外れて）観客に衝突したというものであって、事故原因の詳細は不明である。イングランド控訴院は、このような事案において、「合理的な競技者の基準」によって、被告にネグリジェンスはないと判示した⁽³⁶⁾。

次に、*Caldwell v Maguire and Fitzgerald* 判決を扱う⁽³⁷⁾。この判決は、次のような事案に関するものである。すなわち、競馬の障害競走においてレースに出場していた騎手が、同じレースの参加者である他の2人の騎手に対し事故による損害の賠償を求めたというものである。被告である他の騎手にはルール違反が認定された。イングランド控訴院は、この事案において、原告の請求を棄却した事実審の判断を維持した。つまり、スポーツにかかる要素が含まれるこのような事案で設定される注意義務の基準は、当該事案のもとでは高度なものとなり⁽³⁸⁾、被告にネグリジェンスを認めることはできないと判示されたのである⁽³⁹⁾。

以上のように、スポーツが行われている中での行為については、緊急状態との類推で判断されるとされている。この理由は、興奮状態における一瞬の不注意をネグリジェンスと認めることはできないことに求められている⁽⁴⁰⁾。

さらに、*Condon v Basi* 判決を掲げておく⁽⁴¹⁾。この判決は、フットボールの試合において被告のタックルによって原告が負傷したという事案にかかるものである。控訴院は、被告にルール違反を認定しつつも、このことが

218(218) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

直ちに被告にネグリジェンスを認める根拠とはならないと判示した。しかし、他方で、この事案において当該スポーツが行われた当時の状況を総合的に判断すると、被告に注意義務違反があるため、結論としては被告に損害の賠償を命じた原審を維持した。

また、被告の責任の有無については、試合（ゲーム）のルールはもちろん関連するものの、それが決定的な要素となる訳ではない。⁽⁴²⁾

ここで、以上のようなイングランドの判例法理からは、二つのことを指摘することが可能である。第1に、ルールの存在についてである。競技者間において、ルール違反はネグリジェンスを構成するかというと、直ちにそうとはいえないことを見てとることができる。

第2に、スポーツとネグリジェンスの関係について、ネグリジェンスが認められるためには、高度な基準が設定されていることである（すなわち、被害者にとっては、ネグリジェンスを理由として損害賠償請求をするハードルが高められることになる）。なぜなら、スポーツは緊急状態に類似した状況と解されているため、被告にネグリジェンスが認められるためには不注意の程度が大きなものがネグリジェンスとして捉えられているからである。

しかしながら、スポーツ事案において注意義務の基準がこのように設定されているのは緊急事案との対比なのであるから——興奮状態における一瞬の判断に責任を課することはできない——、スポーツにおける事故であっても、スポーツにおける準備段階においてなんらかのミスがあった場合においては、このような規範を当てはめることはできない。⁽⁴³⁾

たとえば、*Harrison v Vincent* 判決では、モーターサイクルの側車、いわゆるサイド・カーの整備にミスがあったため事故が発生した事案において、判断の基礎としては *Wooldrige* 判決が踏襲されたものの、サイド・カーの整備点検はスポーツ中のミスによるものではないためネグリジェンスの

ハードルを高度なものとすることはできず、運転者はサイド・カーの同乗者に対して損害賠償責任を負うと判示された。

この点については、スコットランドの2013年の判決において原審がアマチュアのゴルフプレイヤーは、ショットを打つにつき、他のゴルフプレイヤーがいないかどうかについて夢中になって競技していたとはいえないとした、*Phee v Gordon* 判決⁽⁴⁵⁾も注目に値するところである。⁽⁴⁶⁾

4 義務違反——ネグリジェンス②大会の主催者等が被告となる場合

次に、スポーツが関係するイングランドの損害賠償請求事案において、被告が大会の主催者等となる場合は、いままで述べてきた競技者間での損害賠償請求事案とは異なる特徴を見出すことが可能である。⁽⁴⁷⁾ 典型的な例としては、モーターサイクルのレースにおいて、レースの主催者は、速い競技車両と極度に遅い競技車両を同時に混走させてはいけないとした、*Craven v Riches* 判決⁽⁴⁸⁾を挙げることができる。⁽⁴⁹⁾

まず、*Smoldon v Whitworth and Nolan* 判決⁽⁵⁰⁾を扱うことにする。イングランド控訴院で審理がなされた若手のラグビーの試合における事故に関する事案である。試合のレフェリーは、スクラムが崩れた場合に、原告を含めた若手が負傷しないように安全を確保する義務を負うと判示している。ただ、事案の結論としては、原告が敗訴している。

スポーツ・イベントの主催者等が損害賠償請求訴訟の被告となる場合、その大会の性質、参加者数、参加者の属性等が考慮されるが、本稿が最も注目するのは、スポーツの「社会的効用 (social utility)」がネグリジェンスの判断要素となるとされた、最近の次の事案である。この事案においては、まず高等法院において原告の請求を棄却する判断がなされた後、控訴院においてそれが取消され、差戻し後の高等法院においては原告の請求を認めるという経緯をたどっている。

まず、最初の高等法院の判決である。

Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd [2010] EWHC 46 (QB)

〔事案の概要〕

この事案は、2005年7月28日に開催された、英国空軍における隊員の健康と親睦を目的としたレクリエーションイベント（Health and Fun Day）における事故に関するものである。原告は英国空軍に勤務する事故当時21歳の航空整備兵である。第1被告は、企業における親睦・レクリエーションイベントを企画する会社である（第2被告は英国空軍〔防衛大臣〕）。

もとは英国 BBC の企画であって、全世界で類似の番組が放送された「It's a Knock-out」と題する人気テレビ番組の企画を模したゲームの最中での事故である。水深の浅いプールに浮いているフルーツの形をした浮き輪を採りにいき、獲得したフルーツの合計得点をチーム対抗で競い合うというゲームである（プールは第1被告会社に帰属していた）。

原告が頭からこのプールに飛び込んだところ、頸椎を骨折した。このため原告は四肢麻痺となり車椅子での生活を余儀なくされることになった。

原告は、当初より頭から飛び込む形でのプールへの入水は禁止されておらず、被告らはゲームに参加するにあたって安全性を確保する義務を怠ったと主張して、損害の賠償を求め、被告らは、本件プールを用いたゲームは合理的な安全性を具備していたと主張して争った。

この訴訟において、イングランド高等法院の Field 裁判官は次のように判示した。すなわち――

楽しみを目的とする競技活動は、それに参加することができる極めて多くの人々にとって、重要かつ有益な効用を有するものである……

そのような活動はリスク・フリーではない……活動に含まれるリスクと、人々にもたらす効用、したがって、社会全体に及ぼす効用との衡量がなされるべきである。⁽⁵¹⁾

結論としては、個々の参加者、ひいては社会全体に与える効用とゲームの危険性を衡量した結果、被告に義務違反を認めることはできないとして原告の請求を斥けている。⁽⁵²⁾ これに対して原告が控訴した。⁽⁵³⁾

イングランド控訴院の判決である、*Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd and another* 判決⁽⁵⁴⁾では、Smith 控訴院裁判官によって、Field 裁判官の判断枠組みに賛意を示しつつも、他方では、Field 裁判官はスポーツの社会的効用とリスクの衡量を誤ったと判断された。⁽⁵⁵⁾

また、このようなスポーツの社会的効用とリスクの衡量は、事実審裁判官 (trial judge) の役割となる。⁽⁵⁶⁾

イングランド高等法院に差戻された後、別の裁判官 (Foskett 裁判官) による事実審理の結果である、*Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd* 判決⁽⁵⁷⁾においては、事故発生の蓋然性が必ずしも高くないとしても、発生し得る侵害の重大性に鑑みると、被告によってなされた危険性の衡量は不適切であったと評価された。そのため、頭からプールに飛び込むことを禁止してもゲームの社会的効用が損なわれることはなかったと判断され、被告は損害賠償責任を負うと判示されている。⁽⁵⁸⁾

学説では、*Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd and another* 判決において控訴院が示したような立場は、事故がまったく予見できなかった場合には異なったものになったであろうと評価されている。⁽⁵⁹⁾

すなわち、*Blair-Ford v CRS Adventures Ltd* 判決⁽⁶⁰⁾では、ウエリントン・ブーツ投げ競争⁽⁶¹⁾ (長靴飛ばし) の事案において発生した「突拍子もない事故」に関するものである。つまり、スイミング・自転車・ランニングを愛好する40歳の大学教員 (原告) が学生とともに参加したウエリントン・

ブーツ投げ競争において、インストラクターから学生とのハンドのため足の間からブーツを後ろに投げるように指示されたところ、あまりに強くブーツを後ろに投げたため体のバランスを崩し、前に倒れこむ形で転倒したことによって頸椎を骨折し、四肢麻痺の障害を負ったという事案である。

この判決では、参加者に対してウエリントン・ブーツ投げの方法について特段の方法を指示する必要も、原告に対して特段の警告をする必要もないという判断がなされ、スポーツの社会的効用については重視されていない。

- (16) 占有者の責任とは「(土地・建物の) 占有者・所有者の責任」と紹介されている (田中英夫編集代表『英米法辞典』[東京大学出版会, 1991年] [以下『英米法辞典』と略記する] 600-601頁参照)。
- (17) 占有者の責任について, 詳しくは, *see*, Markesinis 2013, at 259; Street on Torts 2015, at 212.
- (18) Percy 2014, at 4-103.
- (19) *Lane v. Holloway* [1968] 1 QB 379, at 386-387 における判示である。
See, Percy 2014, at 4-104.
- (20) Percy 2014, at 4-105.
- (21) *see*, Street on Torts 2015, at 196. その他, 『英米法辞典』 899頁参照。
- (22) Clerk and Lindsell 2014, at 3-119.
- (23) [1963] 2 QB 43, [1962] 2 All ER 978.
- (24) Clerk and Lindsell 2014, at 3-119.
- (25) [1997] PIQR P 133 at 147.
- (26) Clerk and Lindsell 2014, at 3-119.
- (27) 前掲の *Wooldridge v Sumner and another* 判決 [1963] 2 QB 43, [1962] 2 All ER 978. における Diplock 卿の判示である。これは、競馬ショーにおいて速度を上げすぎた馬がコースの近くで撮影していたカメラマン (競馬ショーに不案内であった) に衝突して怪我をさせたため、カメラマンが競走馬の馬主に対して損害の賠償を請求したという事案である。控訴院は、騎手にネグリジェンスはないことを理由として、馬主に対する請求を棄却した。
- (28) Clerk and Lindsell 2014, at 3-119.
- (29) [1951] 2 KB 529, [1951] 2 All ER 320.

- (30) [1986] 4 WWR 567.
- (31) *see*, Percy 2014, at 4-106.
- (32) Clerk and Lindsell 2014, at 8-143.
- (33) Clerk and Lindsell 2014, at 8-152.
- (34) 緊急状態であることがネグリジェンスにおける注意義務違反を判断する際の要素となることについて, *see*, Street on Torts 2015, at 121.
- (35) [1971] 2 All ER, [1971] 1 WLR 668.
- (36) *see*, Clerk and Lindsell 2014, at 8-152.
- (37) [2001] EWCA Civ. 1054.
- (38) *Caldwell v Maguire and Fitzgerald* 判決 ([2001] EWCA Civ. 1054) における Tuckey 控訴院裁判官がこのように判示している ([2001] EWCA Civ. 1054, at [39])。
- (39) Clerk and Lindsell 2014, at 8-152.
- (40) Clerk and Lindsell 2014, at 8-152.
- (41) [1985] 2 All ER 453, [1985] 1 WLR 866.
- (42) Percy 2014, at 4-103.
- (43) Clerk and Lindsell 2014, at 8-152. 次に掲げる, いわゆるサイド・カーの事故にかかる, *Harrison v Vincent* [1982] RTR 8 を参照のこと。
- (44) [1982] RTR 8, CA. *see*, Clerk and Lindsell 2014, at 558; Percy 2014, at 4-103.
- (45) [2013] CSIH 18; 2013 SC 379; 2013 SLT 439.
- (46) *see*, Clerk and Lindsell 2014, 8-152 at n. 701. ゴルフの初心者 (原告) が, 他のゴルファー (第一被告) によるショットのためゴルフボールが頭部に直撃し左目を負傷した事案である。
- (47) この点について, プロモーター等との関係では占有者の責任が問題となり得るため, 選手や観客が合法的な訪問者かどうかの問題となるが (Percy 2014, at 4-103.), 本稿ではこれを対象とはしない。
- (48) [2001] EWCA Civ 375.
- (49) *see*, Percy 2014, at 7-26.
- (50) [1997] PIQR. P 133.
- (51) *Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd* [2010] EWHC 46 (QB) における, Field 裁判官の判示 [57]-[59] の箇所である。
- (52) 社会的効用がネグリジェンスの注意義務違反の有無を考慮する際の要素となることにつき, *see*, Street on Torts 2015, at 119.
- (53) 被告らも交差上訴 (cross appeal) している。

- (54) [2011] EWCA Civ. 66.
- (55) 事案は、浅いプールへのダイビングヘッドによる頸椎の損傷であることを確認しておく。
- (56) *Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd and another* [2011] EWCA Civ. 66. [69]における Smith 裁判官の判示である。See, Clerk and Lindsell 2014, at 8-153.
- (57) [2013] EWHC 353 (QB).
- (58) [2013] EWHC 353 (QB), at [204]-[208]. See, Clerk and Lindsell 2014, at 8-153, at 708.
- (59) Clerk and Lindsell 2014, at 8-153.
- (60) [2012] EWHC 2360 (QB). See, Clerk and Lindsell 2014, at 8-153, n. 709.
- (61) ウェリントン・ブーツ投げ競争とは、わが国においては長靴飛ばしと呼ばれているようであるが、イングランドにおいて一定の人気がある競争のようである。Youtube 上においても様々な映像が投稿されている。

IV お わ り に

1 総括

本稿では、スポーツと損害賠償あるいは不法行為責任について、従来の裁判例・学説の検討によって析出された、①ルールを遵守することが責任の有無にどのような影響を及ぼすのか、②被害者はスポーツに参加することによって、本当に加害行為について「同意」しているのか、③加害者に過失が認められるかを判断するための要素としてどのような要素を判断材料とすべきかという問題について、スポーツと同意あるいはネグリジェンスについて豊富な議論の蓄積を有するイングランド法を参照することによって検討を行ってきた。結果、次のようにいうことができる。

第1に、スポーツにおける不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、いわゆる「同意」が必ずしも被害者の法益侵害を正当化しているわけではない。

第2に、ルール違反があるからといって、直ちに不法行為責任が発生す

るとはされていない。つまり、イングランド法では「緊急状態」の類推によって、スポーツにおいてネグリジェンスの注意義務違反を認定するためのハードルは高いと評価されている。言い換えると、理論的には、被害者にとって損害賠償請求が認められにくくなっている。

第3に、スポーツにおける事故においてネグリジェンスの有無は緊急状態の類推によっているため——興奮状態における一瞬の不注意をネグリジェンスとすることはできない——、事故の原因がスポーツ中の判断ミスによるものか、それともスポーツの準備段階におけるミスに起因するものかによって場合分けがなされている。

第4に、不法行為責任の具体的な成否の判断にあたっては、スポーツの社会的効用 (social utility) が考慮されている。スポーツには社会的な効用があるため、スポーツの主催者等に対して容易に損害賠償責任を肯定することは妥当ではないとされたのである。ただし、スポーツに社会的効用があるからといって主催者等が直ちに損害賠償責任を免れる訳ではなく、スポーツの社会的効用をネグリジェンスの考慮要素とするとはいっても、具体的な責任の有無の判断は悩ましいものを含まざるを得ない。

2 「同意」による不法行為責任不成立との関係で

まず、[1] 東京地判昭和45年2月27日判時594号77頁は「一般に、スポーツの競技中に生じた加害行為については、それがスポーツのルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当」と判示していたが、傷害を負う覚悟でママさんバレーに参加している者がどれほどいるのか疑問である。⁽⁶²⁾ イングランド法を参照した結果、スポーツにおいては相手方による「侵害」に対して同意がなされている訳ではなく、同意の対象は (そ
226(226) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

れがなければ暴行等になり得る)一定の身体的接触であって、それも相手方の「ネグリジェンスがない限りにおいて」という留保がなされている。これは、わが国において同意によってスポーツにおける不法行為責任を否定する見解に対して重要な再検討を迫るものとなるのではなかろうか。

また、*Murray v Harringay arena ltd.* 判決に鑑みると——同判決はアイスホッケー場における6歳の子どものパックによる受傷事故について子どもの「同意」の問題ではなく加害者の注意義務の問題としている——、スポーツにおける事故を同意の問題ではなく主に過失の有無の観点から検討する〔5〕千葉地判平成23年10月28日 (LEX/DB 文献番号25473538) や、〔6〕神戸地判平成26年1月30日 (LEX/DB 文献番号25502982) は、このような観点から理解すべきではなかろうか。⁽⁶⁴⁾

3 競技ルールの遵守と不法行為責任の成否——ネグリジェンスの判断基準——緊急状態との類推

次に、イングランド不法行為法においては、スポーツと不法行為責任について、スポーツにおけるルール違反があるからといって直ちに不法行為責任——ネグリジェンス——が発生するとはされていない。換言すると、不法行為責任が認められ被害者が救済されるための注意義務のハードルは高いと評価される。

この理由は、スポーツにおけるネグリジェンスの判断が、緊急状態との類推でなされているからである。つまり、スポーツにおける興奮状態での一瞬の判断ミス、ネグリジェンスとして損害賠償責任の基礎とすることはできないためである。

わが国においても、たとえばダートトライアル競技について「車両に同乗者がある場合のその者の死傷等の被害を避けるために運転者に要求されている注意義務の程度は、一般公道におけるものとは異なり、より限定さ

れたものになることはやむを得ない」と判示するものがあつたが⁽⁶⁵⁾、そのより詳細な根拠としては、スポーツにおいては極度の興奮状態にあつて、その一瞬の不注意を過失と認定することが困難であつたことに求めたと解すべきではなからうか。

4 スポーツ中の判断ミスか、準備段階のミスに起因するか

さらに、スポーツにおけるネグリジェンスの判断が、イングランド法においてはある種の緊急状態にあることを理由にハードルを高めるものであるとすると——ネグリジェンスは認められにくくなる——、それはまさに競技中に限定された判断となることになる。

つまり、事故の原因とされる不注意が競技中のある種緊急状態によるものであるとすると、——ネグリジェンスと過失の異同についてはここでは扱わないこととするが——過失の認定にネガティブの方向に働くことになるが、そうではなく事故の原因とされる不注意が競技の準備段階のミスに起因するものであるとすると、緊急状態の類推では判断されないこととなるため、通常の注意義務の基準で判断されることとなるのである。もちろん、ネグリジェンスと過失とは直結する関係にあるものではないが、わが国におけるスポーツの局面における過失の認定に際し（それは困難となることが多いと思われる）、有益な判断材料の一つとして参考となるのではなからうか。

5 ネグリジェンスの成否にかかる判断要素——スポーツの社会的効用

最後になるが、イングランド法では、スポーツの領域における不法行為責任を判断するについて、スポーツに社会的効用があることが重要な要素として認められていることが、極めて注目に値する。

もう一度確認しておくと、*Uren v Corporate Leisure (UK) Ltd.* 判決で⁽⁶⁶⁾
228(228) 法と政治 67巻1号 (2016年5月)

は、——

楽しみを目的とする競技活動は、それに参加することができる極めて多くの人々にとって、重要かつ有益な効用を有するものである……そのような活動はリスク・フリーではない……活動に含まれるリスクと、人々にもたらす効用、したがって、社会全体に及ぼす効用との衡量がなされるべきである

と判示されている。

わが国においても、不法行為の過失の成否について、スポーツの社会的効用の観点を取り込むべきではなかろうか。スポーツの領域における加害者の不法行為責任を判断するにあたっては、——イングランドにおけるネグリジェンス法の判断を参照すると過失のフェイズとなろうか——スポーツの社会的効用を考慮すべきことを、極めて有益な解決方法の一つとして提案することが可能である。

スポーツの社会的効用を、不法行為法における責任の有無の判断要素とすることは、不法行為責任成立のハードルを、一般的には高くすることになろう。つまり、加害者について不法行為責任を認めにくくする方向で作用するものと思われる。ただし、その具体的な事案への当てはめについては、イングランド法において見られた通り、悩ましいものを含まざるを得ないであろう。

(62) 一定のスポーツのカテゴリーにおいて自動車の運転との類似性が指摘されているが(丸山健「本件判批」ひろば48巻8号 [1995年] 73頁)、自動車を運転するからといって、交通事故で他人による死亡や重傷の結果を引受けているとは評価できないことと同様であると思われる。

(63) [1951] 2 KB 529, [1951] 2 All ER 320.

(64) 「スポーツ競技中の事故については、原則として違法性がないとの構成よりもむしろ、危険を回避するための行為義務違反の有無を正面から問題とする傾向にある」との学説による指摘は(潮見佳男『不法行為法Ⅰ』

[信山社, 第2版, 2009年] 457頁), このような文脈において理解すべきではなかろうか。

- (65) 浦和地判平成10年9月25日判時1673号119頁。本稿では [3] 判決として扱った。
- (66) [2010] EWHC 46 (QB).

Tort Liability in Sporting Events

論

Kunihiro ONISHI

When a significant accident occurs during sporting event, should tort liability be imposed? In Japanese tort law, it is uncertain (1) whether the victim's consent to participate in the sporting activity exempts other parties from tort liability; (2) how the rules of sports might affect the application of tort liability; (3) what elements of tort liability could apply in deciding whether negligence liability should be imposed.

説

Discourse on English tort law has discussed these issues for some time. These long standing discussions on the applicability of tort in regards to sports participants are referenced in this paper for an extremely stimulating rethinking of the application of Japanese tort law in such instances.

In this article, it is argued that (1) a claimant's consent does not always exempt a defendant from tort liability, although it may provide some immunity from say slight bodily touches in a game; (2) the rules of a sport do not always affect tort liability; and (3) social utility is a very important factor in deciding whether there negligence has occurred based on the level of the duty of care for sporting event organizers, which has a significant bearing on determining whether there is a case for tort liability.